

令和元年度(2019年度)定期監査結果報告書(第1回)の概要

1 監査の概要

令和元年度(2019年度)定期監査は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全412部局を対象として、実地監査又は書面監査により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、入札・契約事務や補助金の執行などに重点を置いて実施している。

2 監査の実施期間及び対象部局

今回の監査結果報告は、令和元年(2019年)10月から令和2年(2020年)2月にかけて監査を実施し、令和2年(2020年)1月から3月までの間に監査結果を決定した318部局を対象としている。

3 監査結果

是正又は改善を求める事項があった部局は40部局であり、その内容は、指摘事項37件、指導事項53件となっている。

[指摘事項の主な内容]

主	な	内	容
○	補助金等の交付事務が不適切なもの	(報告書P3)	
	部局:	胆振総合振興局	
	内容:	補助金等の交付事務において、交付申請があったときは、その内容を審査し、決定書を作成して交付決定を行わなければならないが、これを行わず、補助指令書を発出しているものが、17件あった。また、このうち変更承認申請があったものについて、決定書を作成せずに変更指令書を発出しているものが、4件あった。	
○	支出負担行為の決定を行わずに私費により支払っているものなど	(報告書P4)	
	部局:	網走養護学校	
	内容:	少額工事等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、私費により支払っているものが、5件、9万6,768円あった。また、決定書を作成し、支出負担行為を行っているが、私費により支払っているものが、1件、88万5,600円あった。	
○	授業料の徴収の手続を怠り、私費により支払っているもの	(報告書P4)	
	部局:	夕張高等学校	
	内容:	高等学校授業料において、高等学校等就学支援金に係る受給資格を認定されていない者については、授業料を徴収しなければならないが、徴収の手続を怠り、私費により支払っているものが、12件、11万8,800円あった。	
○	公有財産台帳が調製されていないものなど	(報告書P5)	
	部局:	原子力環境センター	
	内容:	公有財産については、公有財産台帳を備え、所在、種別、取得年月日、異動年月日等を記入した上、当該台帳に登録した建物等については、その図面を附属させておかななければならないが、これらを行っていないものがあった。また、公有財産の管理において、建物を新築により取得した場合は、登記の手続をしなければならないが、これを行っていないものがあった。なお、前回までの監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	
○	支出負担行為の決定を行わずに報償費等を執行しているものなど	(報告書P6)	
	部局:	宗谷教育局	
	内容:	講師に対する報償費及び旅費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を執行し、また、講師に対する報償費等について支出手続を怠り、平成30年度(2018年度)予算で支出すべきところ、令和元年度(2019年度)予算で支出しているものが、4件、17万8,133円あった。	
○	年次有給休暇の付与の時期を誤り、報酬が過払いとなっているもの	(報告書P7)	
	部局:	十勝教育局	
	内容:	特別職非常勤職員の報酬の支給については、学校から報告される勤務実績に係る関係書類に基づき、教育局において報酬の額を確認し、支出することとされているが、学校において付与すべき年次有給休暇の時期を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理していたにもかかわらず、確認が十分でなかったことから、過払いとなっているものが、3名分、12万6,400円あった。	

主 な 内 容

○ 歳出予算の配当を受けずに事業を実施しているものなど（報告書P 7）

部局：網走高等看護学院

内容：講師謝金に係る報償費を執行しようとするときは、執行する報償費に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当を受けないまま、事業を実施しているものが、4件、187万3,944円あった。また、実習指導等謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成し、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を実施し、事後に決定書を作成しているものが、5件、81万3,435円あった。

○ 予定価格の積算を誤り、落札とすべき者を失格としているもの（報告書P 9）

部局：石狩振興局

内容：庁舎等清掃業務委託契約において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、165万8,880円あった。

○ 賃金などの支出が遅延しているもの（報告書P 9）

部局：石狩教育局

内容：臨時職員の任用において、当該月の給与の支給日は、翌月の10日とされているが、この期日を超えて支出しているものが、8件、117万2,259円あった。また、給食調理委託業務契約において、委託料は契約書に基づき、毎月末日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、43万5,177円あった。なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

○ 物品の亡失

部 局 名	物 品 名	報告書
胆振総合振興局	給油カード	P3
美唄聖華高等学校	電子キー	P5
新十津川農業高等学校	共用キー	P5
室蘭工業高等学校	電子キー	P7
天塩高等学校	電子キー	P7
留萌振興局	I Cカードキー	P8
釧路総合振興局	電子キー	P9

○ 物品の損傷

部 局 名	物 品 名	修 繕 費 用	報告書
胆振総合振興局	パーソナルコンピュータ及び公用車	173,298円	P3
芦別警察署	公用車	120,150円	P4
南幌養護学校	パーソナルコンピュータ	64,800円	P4
函館中央警察署	公用車	86,886円	P7
旭川中央警察署	公用車	113,101円	P7
旭川方面本部	公用車	71,388円	P8
釧路総合振興局	公用車	92,976円	P9
石狩振興局	パーソナルコンピュータ	250,484円	P9
緑ヶ丘病院	公用車	69,314円	P13

